<u>県民の答士んへ</u> (三重県屋外広告物条例の概要)

美しい三重の景観づくりのために

屋外広告物は、街の活性化を図るうえで必要なものですが、表示方法によっては、 美しい景観を損なうおそれがあります。

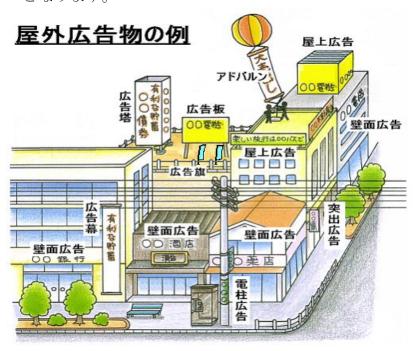
また、管理が適切に行われていない場合は、倒壊や落下等により通行者等に危害 を与える場合があります。

このため、三重県では三重県屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等の観点から、設置場所や大きさ、その他の規格について必要な規制を行っています。

1 屋外広告物とはどのようなものですか?

条例では、次の4つの要件をすべて満たすものを屋外広告物として定義しています。

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの
- ※ 営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これらの4つの要件をすべて満たしているものであれば、その表示する内容がどのようなものであっても屋外広告物となります。



屋外広告物を表示する場合は、原則として許可が必要です。ただし、許可が不要な場合もあります。

→ (Q&A) Q2、Q3、Q6 参照

屋外広告物は、大きく分けて3つの種類があります。

- ① 自己の営業のため、自己の店舗や工場、作業場に表示する広告物(自家用広告物)
- ② 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により表示する広告物(管理広告)
- ③ ①②以外の屋外広告物 例えば、道路や鉄道付近の他人の土地に表示する広告物 (一般広告物)

2 屋外広告物を表示してはいけない地域(禁止地域)

条例では、良好な景観の形成し、風致を維持するために、屋外広告物を表示してはいけない地域(禁止地域)を定めています。

禁止地域にあっては原則として、屋外広告物を表示することができません。ただし、表示できる場合もあります。 \rightarrow (Q&A) Q2、Q3、Q6参照

(禁止地域の例)

- ○第一種·第二種低層住居専用地域、第一種·第二種中高層住居専用 地域及び風致地区
- ○高速道路・自動車専用道路とその両側 500m 以内の区域、道路・鉄道のうち知事が指定する区間及びその両側 100m 以内の区域 など

高速道路の 両側 500m は禁止地域 です。





禁止地域と許可 地域の境界を示 す標識です。

3 屋外広告物を表示してはいけない物件(禁止物件)

条例では、良好な景観を形成し、また公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物を 表示してはいけない物件(禁止物件)を定めています。

禁止物件には屋外広告物を表示することはできません。

(禁止物件の例)

- ○橋りょう、歩道橋、街路樹、信号機、道路標識、ガードレール、知事が 指定する道路区間上にある電柱、街灯柱等
- ○消火栓、火災報知器、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔 など



(禁止物件のイメージ図)

4 表示してはいけない屋外広告物(禁止広告物)

条例では、良好な景観の形成し、また公衆に対する危害を防止するために、次のような 屋外広告物は表示を禁止することを定めています。

- ○著しく汚染し、たい色し、又は塗料のはく離したもの
- ○著しく破損し、又は老朽化したもの
- ○倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ○道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

5 よくある質問(Q&A)

Q1 屋外広告物の設置を業者に依頼する場合に、注意することはありますか?

A1 三重県内で屋外広告業を営む者は、知事の登録を受ける必要がありますので、業者を 選ぶ場合は登録の確認をお願いします。登録業者については、三重県県土整備部景観 まちづくり課のホームページから確認することができます。(アドレスは裏面参照)

Q2 自分の店の敷地内に屋外広告物を出したいのですが、許可は必要ですか? また、禁止地域にも表示できますか?

A2 このような屋外広告物を自家用広告物といいます。自分の敷地内に自己の店舗名や事業所名を表示する場合(写真①)、表示面積の合計が10㎡までであれば許可は不要です。また、禁止地域にも同様に表示できますが、ネオンサインを用いる場合は面積にかかわらず許可が必要な場合がありますので、詳しくは担当窓口(裏面)へお問い合わせください。



写真①

自家用広告物の一例です。自己の店舗名を表示する 場合、10 ㎡までであれば許可は必要ありません。

Q3 自分の所有する敷地に「〇×不動産管理地」や「立入禁止」という看板を出す場合に、 注意することはありますか?

A3 このような屋外広告物を管理広告といいます。表示面積の合計が3㎡までであれば、 地域を問わずに許可なく表示することができます。ただし、表示内容は管理上必要な文 言に限ります。

Q4 一般広告物(写真②)を表示する場合に、注意することはありますか?

A4 禁止地域には表示できませんので、表示する場所が許可地域であることを担当窓口 (裏面)で確認のうえ、許可申請をお願いします。

また、適切な管理をしていただき、表示の必要がなくなったら、撤去をお願いします。



写真②

一般広告物の一例です。表示には許可が必要で、禁 止地域には表示できません。

Q5 のぼり旗を表示する場合に、注意することはありますか?

A5 ガードレールなどの禁止物件には表示しないようお願いします。

のぼり旗を取り付ける際には取り付ける場所の管理者または所有者の承諾を得て、その 敷地外に出ないようにお願いします。また、大きさは1本あたり2㎡以内でお願いします。



写真③

ガードレールにのぼり旗を表示しないでください。

- Q6 自家用広告物や管理広告の他に、許可地域・禁止地域でも許可なく表示できる屋外 広告物について教えてください。
- A6 ① 他の法令により表示する屋外広告物
 - ② 冠婚葬祭または祭礼等のため一時的に表示する屋外広告物
 - ③ 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する屋外広告物
 - ④ 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物

これらは代表例です。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

Q7 屋外広告物の大きさや高さの基準はありますか?

A7 屋外広告物の大きさや高さの基準は、屋外広告物の種類や表示する地域によって異なります。

例えば、許可地域においては、広告板は1面につき35 ㎡以下、かつ、高さは10m以下という基準があります。この他、壁面広告や屋上広告、サイン・ポール、広告塔など、屋外広告物の種類に応じて許可基準を定めています。

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

6 担当窓口

屋外広告物に関することで、ご不明な点などがありましたら、お気軽に次の担当窓口へ、 お問い合わせください。

1.1 1 5 6-6-	le web -		N
地域等	担当窓口	電話番号	住所
桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	〒511-8567桑名市中央町5-71
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	〒510-8511四日市市新正4-21-5
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備部都市計画課	059-382-9024	〒513-8701鈴鹿市神戸1-18-18
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	〒513-0809鈴鹿市西条5-117
津市	津市 都市計画部都市計画課	059-229-3290	〒514-8611津市西丸之内23-1
松阪市	松阪市 都市政策部都市計画課	0598-53-4199	〒515-8515松阪市殿町1340-1
多気郡	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586	〒515-0011松阪市高町138
伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202	〒516-8566伊勢市勢田町628-2
度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247	〒519-2703度会郡大紀町滝原1610-1
鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627	〒517-0501志摩市阿児町鵜方3098-9
名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8208	〒518-8533伊賀市四十九町2802
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527	〒519-3695尾鷲市坂場西町1-1
熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141	〒519-4393熊野市井戸町371

条例の内容や申請の様式など、詳しくは県のホームページからダウンロードができます。

http://www.pref.mie.lg.jp/keimachi/hp/

三重の良好な景観を守るためにみなさまのご協力をお願いいたします。

三重県 県土整備部景観まちづくり課 〒514-8570 津市広明町 13

Tel059-224-2748 FAX059-224-3270 E-mail keimachi@pref.mie.jp